

期 間 入 札 の 公 告

令和 7 年 7 月 25 日

秋田地方裁判所民事第 2 部

裁判所書記官 三 浦 恵

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7 年 8 月 8 日から 令和 7 年 8 月 15 日まで	
開札期日	日 時 場 所	令和 7 年 8 月 20 日 午前 10 時 00 分 秋田地方裁判所売却場
売却決定 期日	日 時 場 所	令和 7 年 9 月 9 日 午後 1 時 00 分 秋田地方裁判所民事第 2 部
特別売却 実施期間	令和 7 年 8 月 21 日 午前 8 時 30 分から 令和 7 年 8 月 21 日 午後 5 時 00 分まで	
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、保険会社、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。	
買受申出の資格の 制限（民事執行規則 33 条）	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。	
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7 年 7 月 25 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。		

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和5年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	2,758,000 2,206,400	一括	551,600	77,097	非課税
1	587,000				
2	2,171,000				
					</

物 件 目 録

- | | | | |
|---|-------|--|--|
| 1 | 所 在 | 潟上市昭和豊川上虻川字島ノ越 | |
| | 地 番 | 7 4 番 2 | |
| | 地 目 | 宅地 | |
| | 地 積 | 7 8 3. 7 2 平方メートル | |
| 2 | 所 在 | 潟上市昭和豊川上虻川字島ノ越 7 4 番地 2 | |
| | 家屋 番号 | 7 4 番 2 | |
| | 種 類 | 居宅 | |
| | 構 造 | 木造スレート葺 2 階建 | |
| | 床 面 積 | 1 階 1 3 9. 1 1 平方メートル
2 階 8 4. 8 8 平方メートル | |

入札時の注意点

- 暴力団員等や、役員に暴力団員等がいる法人は、買受人となれません。
- 暴力団員等から資金の提供を受けた個人・法人は、買受人となれません。

入札時に下記の各書面の提出が入札書毎に必要です。

暴力団員等に該当しない旨の **陳述書** (個人・法人を問わず)

※入札時に提出がないと入札無効となります (追完不可)。

※記載に不備があった場合、入札が無効になる場合があります。

※提出後の訂正はできません。

住民票

(個人の場合)

資格証明書

(法人の場合)

※入札時に提出がないと入札無効となります (追完不可)。

※法人の場合は従前どおり資格証明書の提出が必要ですが、個人の場合も住民票の提出が必須になりました。

※住民票は、氏名・住所・生年月日・性別の記載があり、マイナンバーが記載されていないものを提出してください。

※入札する日において発行後3か月以内のものを提出してください。

宅地建物取引業の免許証の写し (宅地建物取引業者の場合)

※有効期限内のものを提出してください。

(入札方法に関する問合せ)

秋田地方裁判所執行官室 ☎018-824-1514

物 件 明 細 書

令和 6年 6月28日

秋田地方裁判所民事第2部

裁判所書記官 越 後 誠 司

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号2】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実とそれに基づく法律判断に関して、裁判所書記官の一応の認識を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。

- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。
(このほか、B I Tのお知らせメニューにも掲載されています。)

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 鴻上市昭和豊川上虻川字島ノ越 |
| | 地 番 | 7 4 番 2 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 7 8 3. 7 2 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 鴻上市昭和豊川上虻川字島ノ越 7 4 番地 2 |
| | 家屋 番号 | 7 4 番 2 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造スレート葺 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 1 3 9. 1 1 平方メートル
2 階 8 4. 8 8 平方メートル |

令和6年(ケ)第18号
令和6年4月9日受理
令和6年5月28日提出



現況調査報告書

秋田地方裁判所

執行官 佐藤 智博

物 件 目 録

- | | | |
|---|---------|--|
| 1 | 所 在 | 鴻上市昭和豊川上虻川字島ノ越 |
| | 地 番 | 7 4 番 2 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 7 8 3 . 7 2 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 鴻上市昭和豊川上虻川字島ノ越 7 4 番地 2 |
| | 家 屋 番 号 | 7 4 番 2 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造スレート葺 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 1 3 9 . 1 1 平方メートル
2 階 8 4 . 8 8 平方メートル |

不動産の表示		「物件目録」のとおり			
住居表示		(住居表示未実施)			
土地		物件 1			
現況地目	☒ 宅地(物件 1) ☐ 公衆用道路(物件) ☐ (物件)				
形状	☒ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面(各階平面図)のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり ☐				
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり				
下記以外の建物(目的外建物)	☒ ない ☐ ある(詳細は「目的外建物の概況」のとおり)				
その他の事項	3枚目「その他の事項」記載のとおり				
建物		物件 2			
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点が異なる(☐ 主である建物 ☐ 附属建物) ☐ 種類: ☐ 構造: ☐ 床面積:				
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある 種類: 構造: 床面積:				
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者 ☐ その他の者 上記の者が本建物を居宅として使用している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり				
上記以外の敷地(目的外土地)	☒ ない ☐ ある(詳細は「目的外土地の概況」のとおり)				
その他の事項	3枚目「その他の事項」記載のとおり				
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ 地方裁判所 保管開始日 支部 年 月 日 年()第 号				
土地建物の位置関係	☐ 建物図面(各階平面図)のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり				

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

そ の 他 の 事 項

1 物件1 土地関係

- (1) 本件土地は北側が県道に接している。なお、県道敷きには水路が含まれており、その水路上には県道と本件土地との出入りのための橋が2カ所に存在する。本件所有者によると、これらの橋はいずれも本件所有者側が秋田県から許可を得て設置したものであり、水路上の占用許可及び使用料はないとのことである。
- (2) 上記の2カ所の橋のうち、東側の橋は本件土地のほか東側隣地（地番74番1（件外土地））との出入りも可能であり、東側隣地のうち本件土地との境界付近は、本件建物との出入りのため使用されている可能性がある（写真番号1）。
- (3) 本件土地に引き込まれている上水道の配管は、西側隣地（地番74番3（件外土地））を経由している可能性が高い（評価人調査）。
- (4) 本件土地上に倉庫として使用している構築物がある。

2 物件2 建物関係

- (1) 本件建物は、屋根の一部が損傷しているほか外壁の一部が剥離している（一部につき写真番号4）。
- (2) 本件建物1階和室の天井の一部に、2階浴室からの水漏れが原因とされる滲みが確認された（写真番号8）。

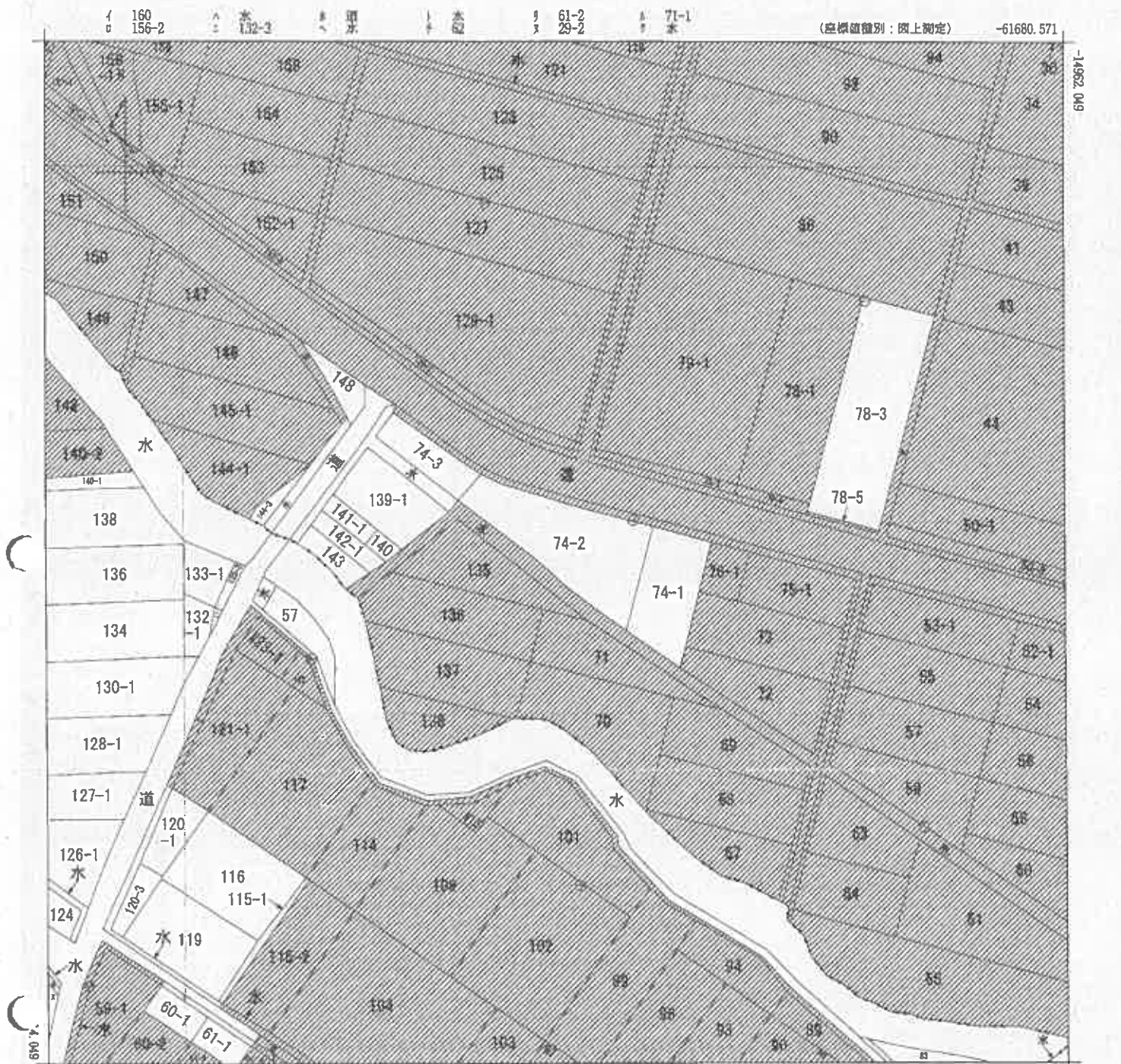
(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■所有者	1 本件土地は公図のとおりです。境界等につき隣地所有者と争いはありません。 2 本件建物の2階にある浴室が水漏れしており、1階和室の天井の一部に滲みが生じています。現在は2階の浴室は使用していません。 3 令和5年7月の豪雨のときは、近くの田は水没しているのが見えましたが、本件物件は何も影響はありませんでした。 4 本件土地に引き込まれている上水道の引込管は、西側隣地（地番74番3）を通っているかもしれません。西側隣地は私の子の所有地ですので、これまでは何も問題はありませんでした。 5 本件物件は、私と私の家族だけが使用しており、他人が使用している部分はありません。

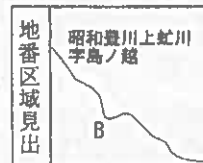
(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
令和 6年 4月10日 (水) 13:20 ~ 13:30	秋田地方法務局	登記事項証明書等公用取得
令和 6年 4月15日 (月) 14:50 ~ 15:15	潟上市役所	課税台帳等公用取得
令和 6年 5月 1日 (水) 12:50 ~ 13:05	物件所在地	現地所在確認、写真撮影、簡易計測
令和 6年 5月 7日 (火) : ~ :	執行官室	所有者に対し「現況調査期日通知書及び占有関係照会書」発送 (郵便)
令和 6年 5月16日 (木) 13:05 ~ 14:05	物件所在地	立入調査、占有調査、図面作成、写真撮影 (所有者立会、評価人同行)
令和 年 月 日 () : ~ :		
令和 年 月 日 () : ~ :		
(特記事項) ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。 ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていたので、立会人 を立ち会わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。 ☐ 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。 ☐ 令和 年 月 日		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり



(注) 斜線を施した部分は、閉鎖された部分です。
(注) 国土交通省国土地理院が公表した座標補正パラメータ(touhokutaiheiyououki2011.par)による修正がされています。



A 昭和三十九年三月五日
昭和三十九年三月五日
昭和三十九年三月五日
昭和三十九年三月五日

請求部	所在	海上市昭和豊川上虹川字島ノ越				地番	74番2			
出力尺	1/1000	精度区分	乙一	座標系番号又は記号	X	分類	地図(法第14条第1項)		種類	地籍図
作成年月日					備付年月日(原図)			補記事項		

これは地図に記録されている内容を証明した書面である。

A 3 版から A 4 版に縮小

令和6年3月5日
秋田地方方法務局

地図整理番号：M18319

登記官

(1/1)

(6 枚目)

登記年月日：平成13年6月22日

これは図面に記録されている内容を説明した図面である。
令和6年3月5日 秋田地方広域局

建設省

(7 枚目)

A3版からA4版に縮小

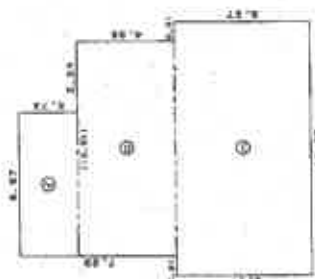
地籍図面番号：H18320

建物図面
各階平面図

家屋番号	7483
建物の所在	秋田県鷹巣郡鷹巣町登川上虹川字島ノ越74番地2

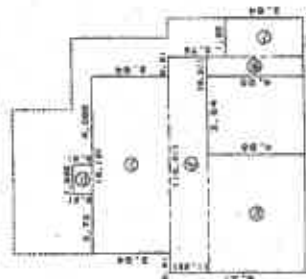
941419 各階平面図

1階



室番号	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
面積	6.87 × 3.33	11.26 × 3.33	10.01 × 4.33	11.83 × 4.37	135.111700		18.208100
合計					135.111700		
床面積					135.11	㎡	

2階



室番号	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
面積	10.01 × 1.82	5.48 × 4.33	6.19 × 3.64	1.368 × 0.91	0.31 × 4.33	1.82 × 3.64	18.218200
合計							24.845000
床面積							24.84



作製者

縮尺 1/250

申請人

縮尺 1/500

(秋田県土地家屋調査士会館一所属)

H13.6.22

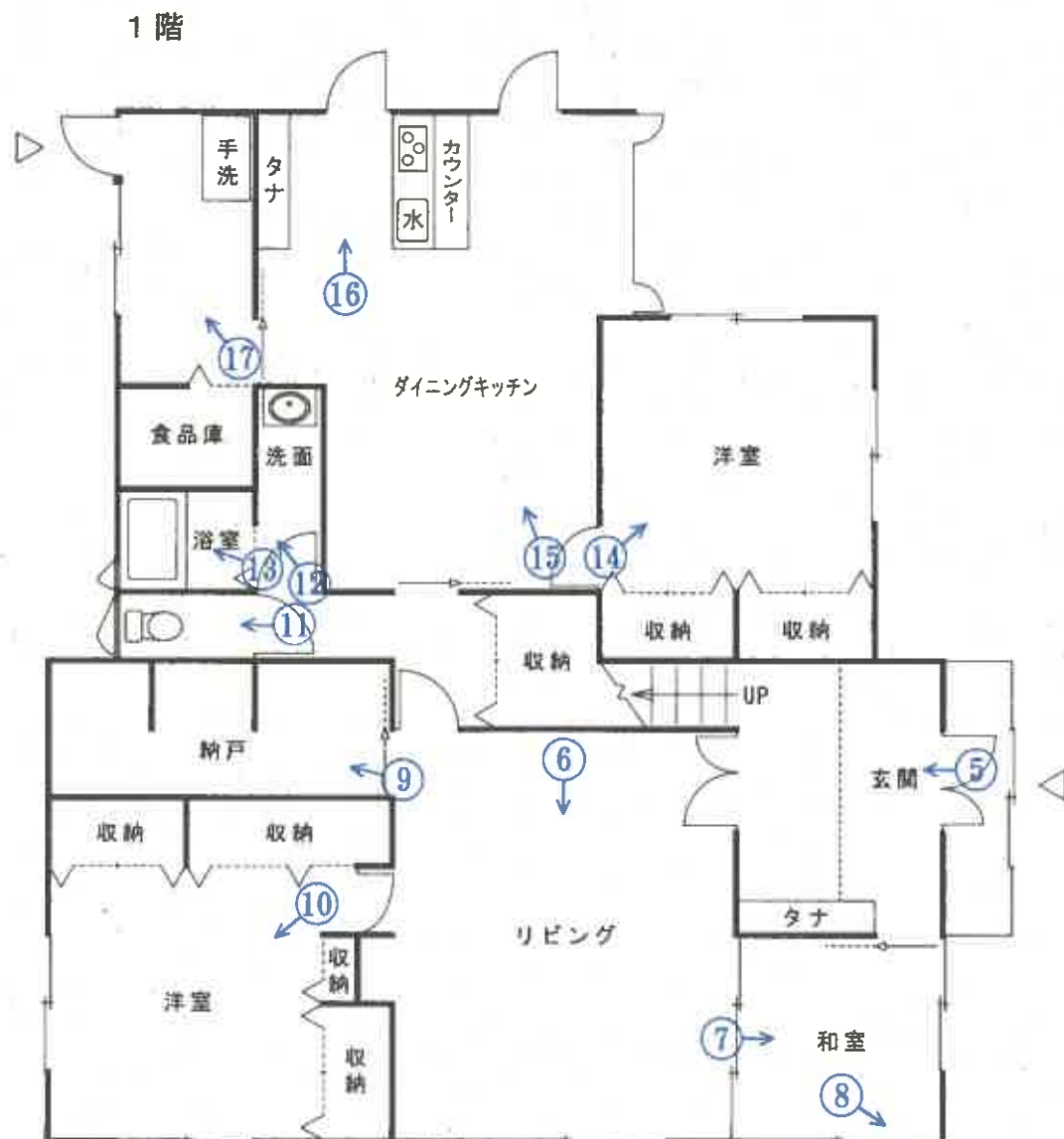
土地建物位置関係図



①は写真撮影場所であり、②印の中の数字は写真番号である。

※土地の形状及び建物位置関係は、概略を記載したものである。

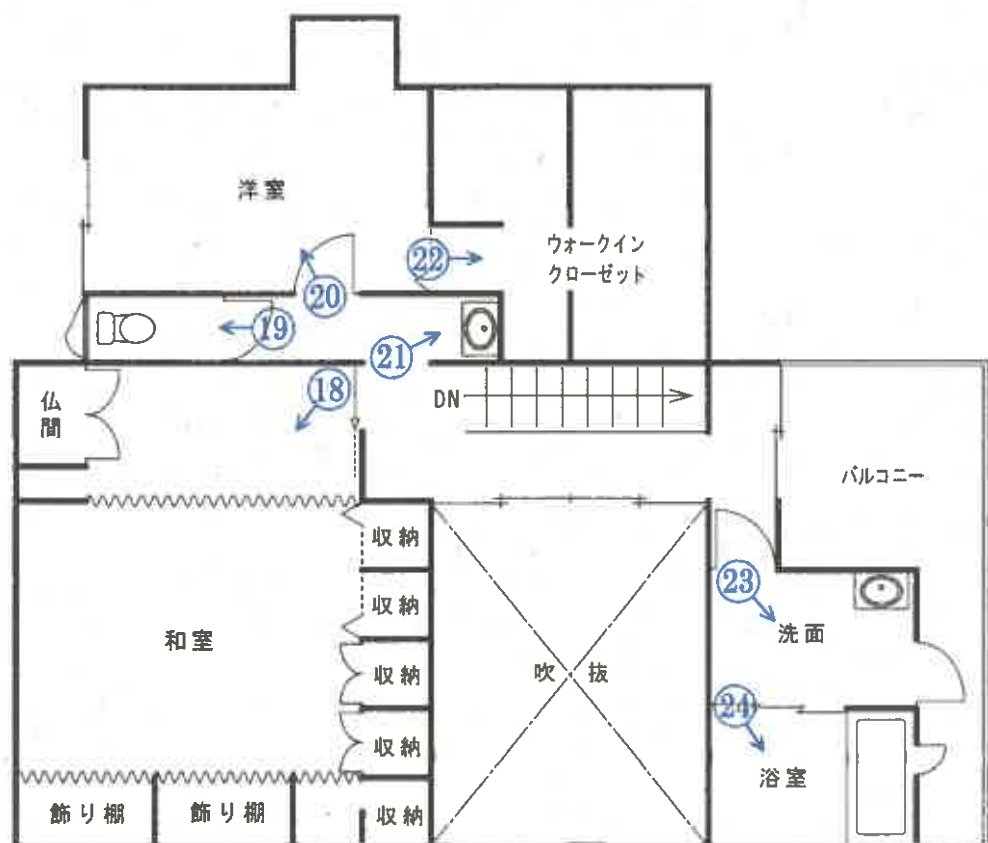
建物間取図



↑ は写真撮影場所であり、○印の中の数字は写真番号である。

建物間取図

2 階



↑ は写真撮影場所であり、○印の中の数字は写真番号である。

写真番号 1



写真番号 2



写真番号 3



写真番号 4



写真番号 5



物件 2 建物内部の状況（1 階）

写真番号 6



前同

写真番号 7



前同

写真番号 8



前同（2階浴室の水漏れによるしみ）

写真番号 9



前同

写真番号 1 0



前同

写真番号 1 1



前同

写真番号 1 2



前同

写真番号 1 3



前同

写真番号 1 4



前同

写真番号 1 5



前同

写真番号 1 6



前同

写真番号 1 7



前同

写真番号 1 8



物件 2 建物内部の状況（2 階）

写真番号 1 9



前同

写真番号 2 0



前同

写真番号 2 1



前同

写真番号 2 2



前同

写真番号 2 3



前同

写真番号 2 4



前同

令和 6 年（ケ）第 18 号
令和 6 年 5 月 16 日 現地調査
令和 6 年 5 月 30 日 評 価



秋田地方裁判所民事第 2 部 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士

平 野 太 郎

第1 評価額

一 括 価 格	
金 4, 5 9 8, 0 0 0 円	
内 訳 価 格	
物件 1 (土地)	金 9 7 9, 0 0 0 円
物件 2 (建物)	金 3, 6 1 9, 0 0 0 円

- 1 一括価格は、物件 1、2 の各不動産について、一括売却（民事執行法 6 1 条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件 1 の内訳価格は物件 2 のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件 2 の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較して競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法 5 8 条 4 項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所在等	登記	現況
1	所在地 地目 地積	鴻上市昭和豊川上虻川字島ノ越 74番2 宅地 783.72m ²	同左
2	所在地 家屋番号 種類 構造 床面積	鴻上市昭和豊川上虻川字島ノ越 74番地2 74番2 居宅 木造スレート葺2階建 1階139.11m ² 2階84.88m ² 延223.99m ²	同左
番号	特記事項		
1、2	・物件1（土地）は物件2（建物）の敷地として利用されている。		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位置・交通	J R奥羽本線「大久保」駅の東方・道路距離約4.6 km 最寄りバス停「羽白目」の南東方近接（別添「所在位置略図」参照）	
付近の状況	一般住宅、農家住宅がみられる住宅地域で、周囲に農地が広がる。地域内に格別の変動要因はないことから、当面は現状を維持すると予測する。生活上の便益施設等への接近性は以下のとおりである。 昭和こども園・・・約4.4 km 大豊小学校・・・約5.5 km 羽城中学校・・・約4 km 佐々木医院・・・約4.7 km 槻木簡易郵便局・・・約2.6 km 潟上市役所昭和出張所・・・約4.3 km ダイサンCRETA店・・・約5.6 km 昭和男鹿半島I.C.・・・約5 km （いずれも道路距離） 道路は幅員8 mの片側歩道付舗装県道が標準である。	
主な公法上の規制等 （道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制）	都市計画区分 用途地域 建蔽率 容積率 防火規制 その他の規制	市街化調整区域 — 70% 200% — 都市計画法第34条第11号指定区域
画地条件	北側約44 mが幅員約8 mの片側歩道付舗装県道に水路（県道の道路区域に含まれる）を介して概ね等高に接面する、奥行が約9 m～26 m、規模783.72 m ² の台形状の中間画地。地勢は概ね平坦。	
接面道路の状況	北側：幅員約8 mの片側歩道付舗装県道 （建築基準法42条1項1号）	
土地の利用状況等	物件1は物件2の敷地として利用されており、法定地上権が成立すると判断した。 隣接地は東側及び西側が雑種地（未利用地）、南側が農地、北側が県道を介して農地となっている。	

供給処理施設 (宅地内引込)	上水道：あり（特記事項参照） ガス配管：なし（接面道路公設管：なし） 下水道：あり（建物への接続：なし）
特記事項	・北側幅員約 8 m 片側歩道付舗装県道との間に県道の道路区域部分に含まれる水路があるが、当該水路には橋が架けられ、進入口が 2 つ設置されている。 ・県道の道路区域に橋を設置しているが、所有者に確認したところ、いずれも県に承認申請をして設置しており、使用料も発生していない、と回答を受けた。 ・上水道は西方にある市道に埋設された本管から物件 1 へ引き込みがされている。給水経路は判然としないが、目的外土地である西側隣地（7 4 番 3）を経由して引き込まれている可能性が高い。 ・土壌汚染の有無は調査機関による汚染調査を行わなければ確定できないが、土壌汚染が懸念される事実は確認されなかった。 ・周知の埋蔵文化財包蔵地の指定はない。

2 建物の概況及び利用状況（物件2）

区 分	主である建物
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日（登記記載）：平成13年6月15日新築 経過年数：約23年 経済的残存耐用年数：約7年
仕 様	構 造：木造2階建 屋 根：スレート葺 外 壁：サイディング 内 壁：ビニールクロスほか 天 井：ビニールクロスほか 床：フローリング、畳ほか 設 備：電気設備、給排水設備ほか その他：天井埋込型エアコンほか
床面積（現況）	延223.99㎡
現況用途等	現況用途：居 宅 間 取 り：添付建物間取図のとおり。
品 等	上 位
保守管理の状態	経年相応の老朽化が認められる。外壁（特に東面）に剥離があるほか、屋根にも損傷が一部にみられる。室内は比較的品等の高い造りであるが、1階南東側和室の天井には2階浴室からの水漏れ跡がみられた。保守管理の状態は普通。
建物の利用状況	建物所有者が居宅として使用し、占有している。
特 記 事 項	・構築物として倉庫が設置されている。 ・下水道に接続されておらず、浄化槽処理である。 ・建築時期等から、アスベスト含有建材が使用されている可能性は否定できないが、詳細は不明である。なお、アスベスト使用の有無については専門調査機関の分析調査を要する。

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

(1) 建付地価格（物件1）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別格差 イ	地 積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格 (円) ア×イ×ウ×エ
1	3,550	0.67	783.72	1.00	1,864,000

(千円未満四捨五入)

ア 標準画地価格（公示価格等からの規準）

標準画地は幅員8m片側歩道付舗装県道に接面する地積600㎡程度の長方形地

地価調査 潟上(県)－6

$$\begin{array}{cccccc} \text{公示価格等} & \text{時点修正} & \text{標準化補正} & \text{地域格差} & \text{標準画地価格} \\ 4,780 \text{ 円/㎡} & \times 98.1/100 & \times 100/100 & \times 100/132 & = 3,550 \text{ 円/㎡} \end{array}$$

◇時 点 修 正：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：特になし

◇地 域 格 差：街路条件(幅員)－3%

交通・接近条件(市中心部等への接近性)＋5%

環境条件(住環境)＋30%

$$100/97 \times 100/105 \times 100/130 = 100/132$$

イ 個 別 格 差：画地条件(形状)－5%

画地条件(供給処理施設の状態)－30%

$$0.95 \times 0.70 = 0.67$$

ウ 地 積：登記数量による。

エ 建 付 減 価：建物と敷地との適応の状態等を考慮した。

(2) 建物価格 (物件 2)

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を求めた。

番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建物の価格 (円) ア×イ×ウ
2	210,000	223.99	0.10	4,704,000

(千円未満四捨五入)

イ 現況延床面積：登記数量による。

ウ 現 価 率：経過年数約 23 年、経済的残存耐用年数約 7 年、残価率 5 % とした定率法により約 10 % となる。

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については、土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権 の及ぶ範囲 イ	土地利用権等割合 ウ		土地利用権等価格 (円) ア×イ×ウ
1	1,864,000	1.00	0.25	法定地上権	466,000

(千円未満四捨五入)

イ 土地利用権の及ぶ範囲：物件1全体に物件2の土地利用権が及ぶものと判断した。

ウ 土地利用権等割合：物件1に対する土地利用権を法定地上権と判断し、その権利割合を25%と査定。

② 内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる価格 (円) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) イ	占有減価 修正 ウ	市場性 修正 エ	競売市場 修正 オ	評価額 (円) (ア±イ)×ウ×エ×オ
1	1,864,000	-466,000		1.00	0.70	979,000
2	4,704,000	+466,000	1.00	1.00	0.70	3,619,000
一括価格(合計)						4,598,000

(千円未満四捨五入)

ウ 占有減価修正：特にない

エ 市場性修正：特にない

オ 競売市場修正：評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

地価調査価格（潟上（県）－6）

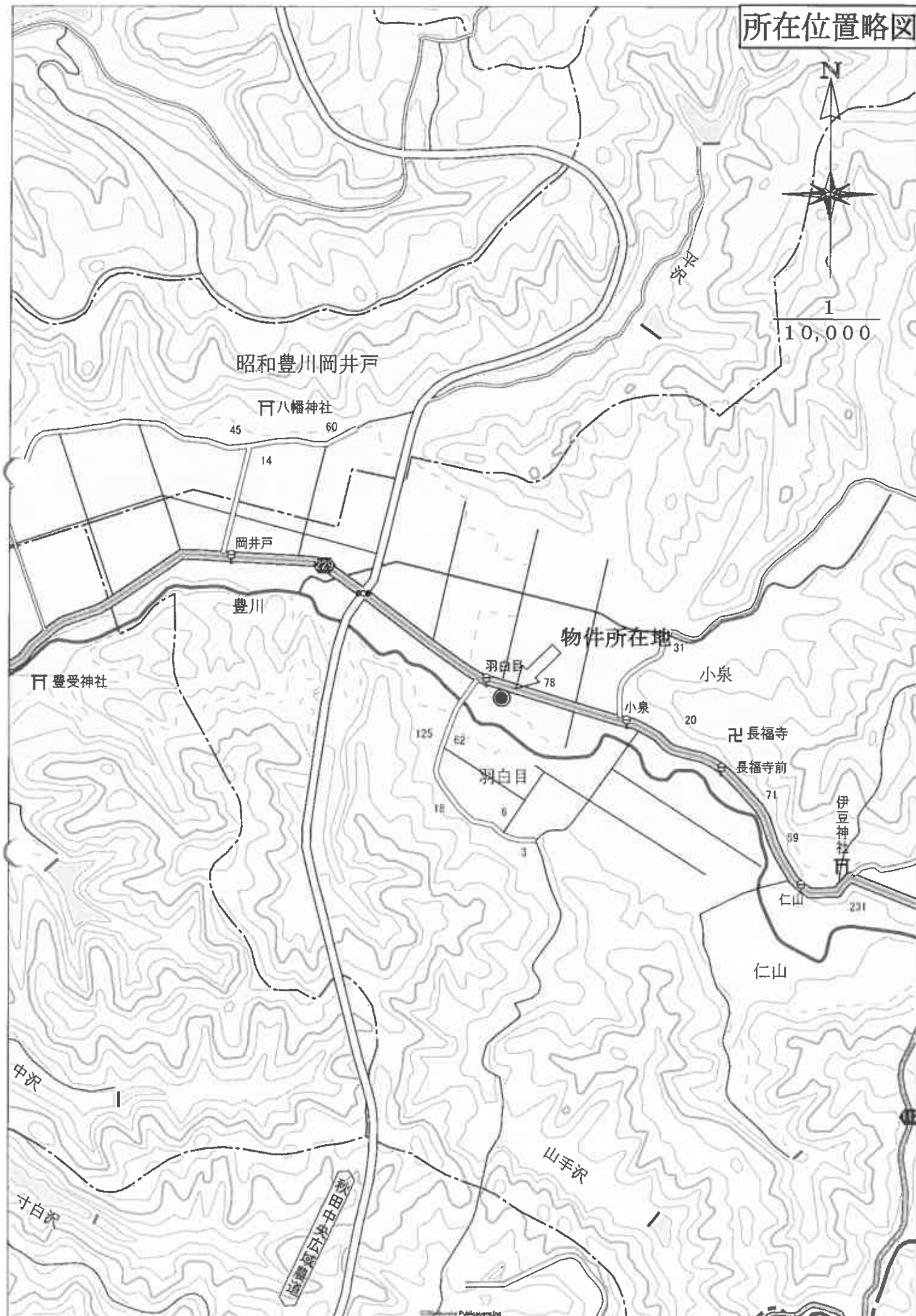
所 在：潟上市昭和大久保字北野大崎道添27番4
価 格：4,780円／㎡
位 置：JR奥羽本線「大久保」駅から道路距離で約2.8km
価 格 時 点：令和5年7月1日
地 積：571㎡
供給処理施設：水道、下水
接 面 道 路：北西側が幅員約5m舗装市道に接面
用 途 指 定 等：市街化調整区域
指定建蔽率70%、指定容積率200%
地 域 の 概 要：農家住宅が建ち並ぶ古くからの住宅地域

第7 附属資料

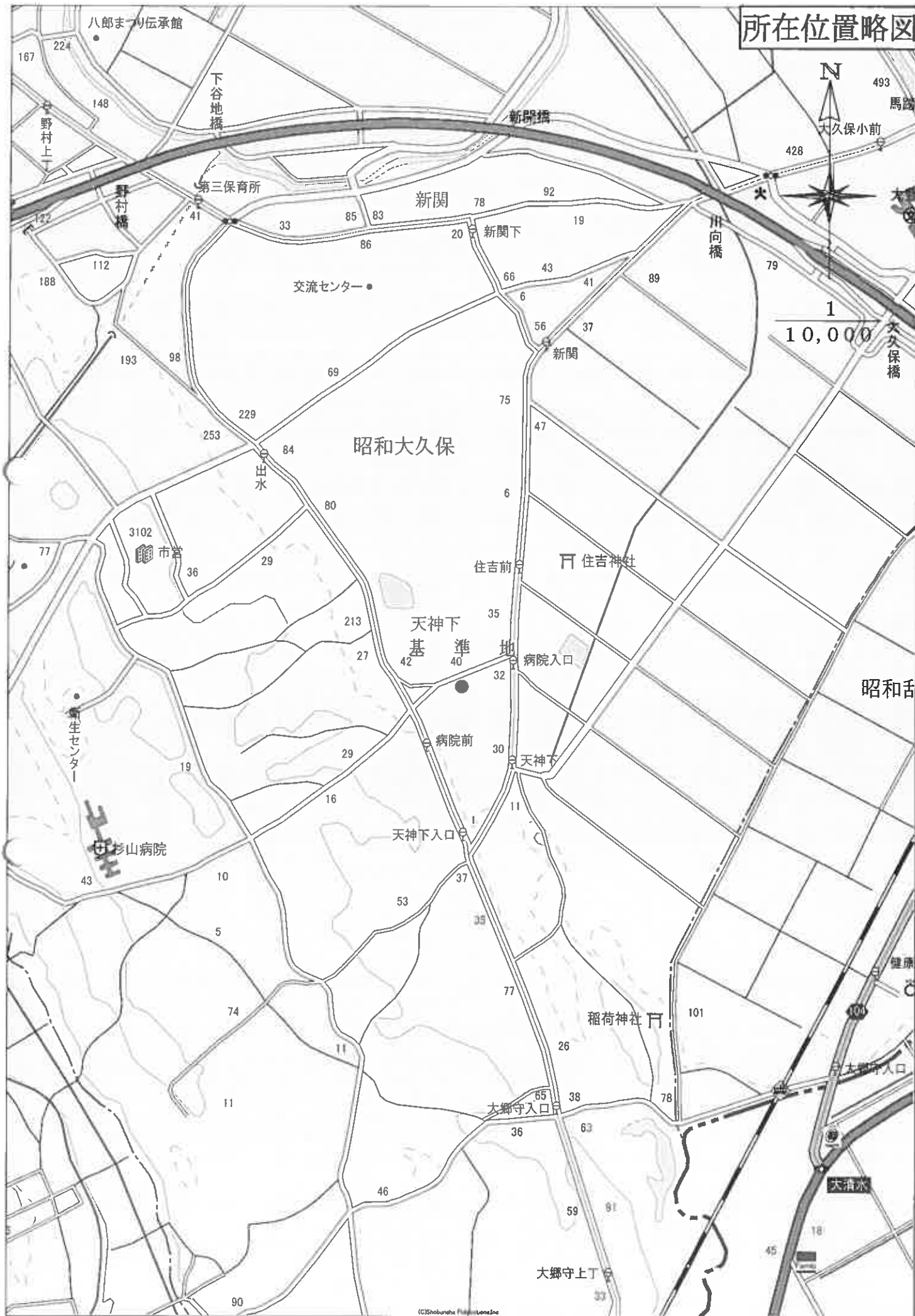
- 1 受命物件の所在位置略図
- 2 地図（不動産登記法第14条第1項）写
- 3 建物図面・各階平面図写
- 4 建物配置図
- 5 建物間取図

以 上

所在位置略図



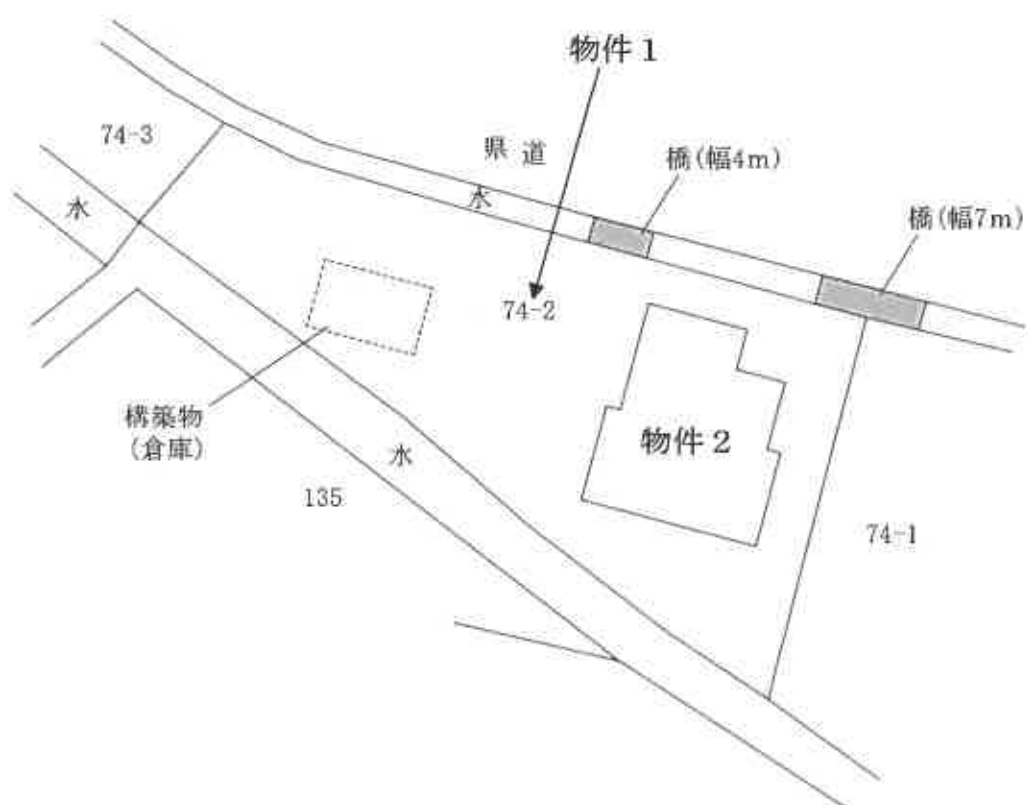
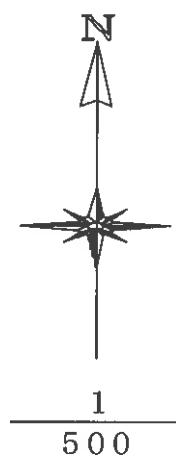
所在位置略図

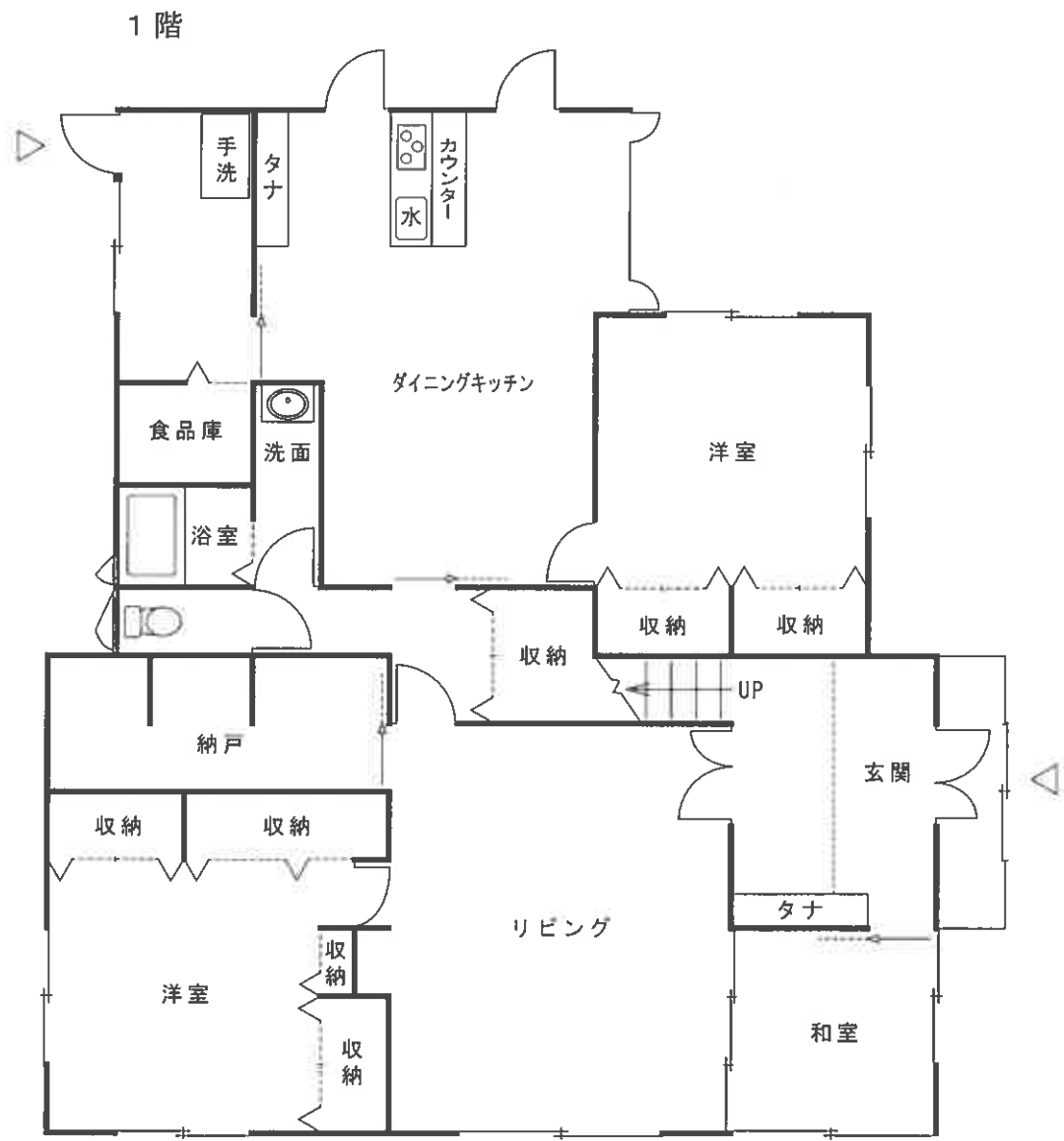


地図（不動産登記法
第14条第1項）写

昭 和
字 島

建物配置図





2 階

